

事業主、  
労務担当者様 **ぜひ**

**秘密  
厳守**

相談・  
専門家派遣  
**無料**

これからの働き方や、法改正に対応するため

# 専門家に**ご相談** ください!

(社会保険労務士等)

**取組み**はお済みですか？

残業60時間超の賃金引き上げ

中小企業にも義務化 (2023年4月)

育児・介護休業法改正 (2022年4月)

パワーハラスメント防止措置

中小企業にも義務化 (2022年4月)

同一労働同一賃金

時間外労働の上限規制

年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

「**広島働き方改革推進支援センター**」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

① 企業訪問

② 電話・メール

③ センター来所

オンラインでの  
ご相談にも対応可能



**広島働き方改革推進支援センター**

ロウドウ ヨクシヨウ

TEL **0120-610-494**

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒730-0017

広島市中区鉄砲町5-7広島偕成ビル6階

MAIL [hk34@mb.langate.co.jp](mailto:hk34@mb.langate.co.jp) FAX 082-222-1281

URL <https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

働き方改革 広島



2022年  
4月～



育児・介護休業法における義務化

パワーハラスメント防止措置の義務化

女性活躍推進法における義務化 (労働者101人以上の事業主)



2019年4月～

年次有給休暇の  
確実な取得

大企業 2019年4月～  
中小企業 2020年4月～

時間外労働の  
上限規制

大企業 2020年4月～  
中小企業 2021年4月～

同一労働同一賃金

## 個別訪問申込書

広島働き方改革推進支援センター

FAX: 082-222-1281

事業場名				ご担当者氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話			E-MAIL	
	FAX				
訪問希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( )				<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。
相談内容 ✓をお付け下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【				

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報 (以下「個人情報」) を取得する事業者: ランゲート株式会社 (以下「当社」)
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先:  
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和4年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(以下「本事業」) の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者 (中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家) に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である広島労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する (チェックしてください)